



消費生活

サポーター通信

令和3年度第10号

今月のテーマ

「保険が使える」に注意！

事例



・「雨どいの修理をしないか。費用は**200万円**」と訪問してきた住宅リフォーム業者に言われた。

・「高すぎる」と断ったところ、「大雪で壊れたことにして火災保険を使えば**全額賄える**。申請方法もこちらで教える」と言うので、契約した。

・指示通り申請したら、保険会社に**虚偽ではないか**と言われた。

・不安になり業者へ連絡すると、修理しないなら**費用200万円の40%をキャンセル料**で支払えと言われた。



アドバイス



「保険金が使え」と住宅修理の勧誘をされても、**すぐに契約しない**

・火災保険は、突発的で予知できない出来事によって生じた損害を補填するもので、**老朽化による損害は対象外**です。

・**うその理由で保険金を請求すると、自分自身が保険金詐欺に加担することになります。絶対にやめましょう！**



保険金の請求は加入者自身が無料で行うことができます

- ・不明な点は加入している保険会社や代理店に直接相談しましょう。
- ・高額な手数料を要求する業者には依頼してはいけません。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する